

やりがいある 副会長の職務

1 事務局職員に支えられて、はや4か月

安井規雄会長の下、チーム安井の副会長として就任してはや4か月が過ぎました（原稿作成時）。副会長に就任するまで弁護士会館6階にある役員室に立ち寄ったことはほとんど記憶にないのですが、今では慣れ親しみ居心地の良い場所となっています。

当会役員室は、会長室が独立していて、役員室秘書課の奥のスペースに副会長6名が執務するデスクがあるという配置になっていて、秘書課は、課長以下総勢6名で構成されています。この「秘書課なくして役員室は動けず」というところでしょうか。

というより秘書課を含む事務局職員なくして役員は動けないというのが正直なところでは。

当会には、秘書課の他に9課があります。そのうち会員課、人権課などの7課が6階に、広報課、人事・情報システム課が7階に、また図書館や多摩支部、各法律相談センターも含めると総勢130名余の職員（嘱託等を含む）に支えられています。

このように多くの事務局職員に支えられながら、新米副会長として定期総会までの2か月間を駆け足で乗り切り、4か月を過ぎる頃によく担当する会務の事務局職員とは顔と名前が一致するようになりました（それでも全員の職員とまではいきません）。

事務局職員と一緒に仕事をして、やはり「大事なものは人間関係」だと実感しています。

2 弁護士会の果たすべき役割

さて、このように事務局職員の支えもあり、ようやく就任4か月が過ぎて今年度の重点課題に取り組めるようになりました。

今年度は、石黒副会長の「理事者室から」にもあったように「公設事務所改革、谷間世代の支援、事務局の業務効率化（生産性向上）」という3つの大きな課題に重点的に取り組んでいます。

もとより、弁護士会には弁護士自治、弁護士倫理に関わる問題、外には憲法改正問題や死刑制度問題、等々いくつもの大きな課題があります。

最初の3か月間でも、「横田基地へのオスプレイ配備反対についての会長声明」、「5月3日の憲法記念日の

副会長 坂口 禎彦（46期）

主な担当業務

憲法、人権擁護、刑事弁護、裁判員裁判センター、弁護士任官、公害・環境、刑事法対策、刑事拘禁、秘密保護法、死刑問題、会務活動等



会長声明」、「財務省のセクハラ問題についての会長声明」、「貸与制世代に関する会長声明」、「ヘイトスピーチに関する意見書・条例案の提案」、「死刑執行に反対する会長声明、会長談話」等々様々な問題について当会としても意見表明をしてきました。

会内外には様々な意見がありますが、弁護士法1条の「基本的人権の擁護と社会正義」の実現のために議論を尽くして積極的に意見表明をすることが必要だと考えています。

実際、会長声明などに対しては、会内はもとより市民の方々からも激励の声が届いたり、報道機関から取材が入り高い評価を受けています。当会の意見表明を通じて、市民の方が様々な問題に関心を持ってくれることはうれしいことです。8300人余の会員を擁する大規模会である東京弁護士会は、「基本的人権の擁護と社会正義」のために大きな役割を果たしていると思います。

3 やりがいのある副会長の職務

さて私自身は、今年度の副会長として、憲法、人権擁護、刑事弁護、裁判員裁判、弁護士任官、公害環境、刑事法対策、会務活動等の委員会を担当しています。

また今年6月6日に法律が制定された所有者不明土地問題にも取り組み、10月には、東京三会の共催でシンポジウムを開催すべく準備に入っています。このシンポジウムを通して、地方自治体が抱えている問題について、「私たち弁護士・弁護士会ができることは何か。最適な司法サービスは何か。」等について、東京家庭裁判所の協力も得ながら取り組みを強化していきたいと考えています。

所有者不明土地の問題は、高齢社会の現代日本には避けて通れない社会問題です。

ただ、この問題を単に不動産の有効利用という視点だけでなく、地域住民の方々によりよい生活が送れるような方向で取り組んでいきたいと考えています。

4 最後に

これからも重点課題はもとより、当会の活動に大いに取り組みますので、皆さん方のご協力よろしくお願ひします。

皆さん、残り8か月も、よろしくお願ひします！！